

令和元年度 第9回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	令和2年3月23日（月）午後1時30分から午後3時20分		
開催場所	奈良市 企業局 本庁舎4階 大会議室		
出席者	委員	平尾会長、井原委員、谷澤委員、山本委員【計4名】 (欠席2名)	
	事務局	荻田都市整備部長、松山都市計画課長、徳岡奈良町にぎわい課長、佐々木都市計画課課長補佐、山口文化財課係長、小西（都市計画課） 他	
開催形態	公開（傍聴 0人）	担当課	都市整備部 都市計画課 教育委員会 教育部 文化財課
議題又は案件	【案件】 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
	【案件】奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について		
	1. スケジュールについて ※意見なし		
	2. 景観計画の改正について		
事務局	資料事前送付後の事務局での検討により、資料1の5頁、12頁、14頁の工作物のアクセント色は使用不可に変更したいと考えている。		
委員	資料1の11頁、基準A-26のアクセント色の使用について、歴史的景観形成重点地区では、ならまち・きたまちのC地区のみに設定して基準を強化しているように捉えられる。		
事務局	現在の景観計画では、マンセル値基準の但し書として、例外的にアクセント色の使用を認める構成としているが、基準の構成変更により、このことが分かり難くなっている。A地区・B地区では、アクセント色の使用自体を禁止している。基準表現を修正する。		
委員	緑化基準について、他都市では自然保護条例などの他法令に基づいて、一定規模以上の建築行為や開発行為には緑化計画の提出を義務付け、そのなかで高木・中木・低木を組み合わせることを規定するなど、景観以外の部局との連携のもとに緑化を推進している。現段階では難しいかもしれないが、大規模行為の緑化基準に接道緑化の数値基準は追加しても良いと思う。課の体制を踏まえて、運用可能であれば追加を検討されたい。		
事務局	景観形成重点地区での緑化の数値基準の運用を行うなかで、大規模行為の緑化基準への数値基準の適用方法などを検討していきたい。次回景観計画改正時の課題としたい。		
委員	ガイドラインでは、資料1の19頁のような緑化面積の算定基準だけでなく、緑化すべき面積に対して推奨される緑化の方法（高木・中木・低木をそれぞれ何本等の組み合わせ		

	方など)を示した方が良い。
委員	市街地緑化として、民地ばかりに押し付けずに公共側も緑化を進め、全体として緑道を形成していく必要がある。景観部局だけでは難しければ、関連部局との連携が必要であり、体制整備が重要な課題である。
委員	資料1の11頁、基準A-27について、明度差・彩度差などの数値基準は設定しないのか。
事務局	色彩基準の範囲を現在から大幅に狭めているため、数値基準までは設定せずに運用して様子をみることにしたい。
委員	「差を小さくする」はどの程度かを質問された場合、どのように対応するのか。
事務局	これまでの部会の意見を踏まえて2以下で指導する。ガイドラインにおいても明度差・彩度差2以下を推奨する。
	3. 屋外広告物条例について
事務局	資料事前送付後の事務局での検討により、資料2の6頁の「美観上の基準」に示す写真割合について、第1種禁止地域では「写真使用不可」とし、一般地域は写真割合に関する基準は設けないことにしたいと考えている。
委員	一般地域の基準なしは緩すぎると思う。
委員	一般地域は最低限の基準を設定する区域であれば、写真についてもいくらかの数値基準は設定した方が良い。
事務局	30%よりは大きい値にはなるが、数値基準を検討して次回部会に提示する。
委員	デジタルサイネージの基準「5㎡以下」は大きすぎる。大きくても一畳程度であろう。再検討すること。
委員	デジタルサイネージ自体が奈良に相応しくない。規制があることをあまり前面に出さない方が良い。規制をクリアすれば出しても良いと思われて、乱立する恐れがある。
委員	余白割合などで景観形成重点地区の規制を強化する考え方は良い。注目されてデザイン力も高まるため、そこから他地域への波及ができるが良い。有名企業等のシンボライズできるところに声掛けして、色彩基準を遵守した事例を作っていくと他地域にも波及できる。B系・PB系・P系・RP系の低彩度色を使用可とすることは良いと思う。
委員	スポット照明の照度規制は設けた方が良い。
委員	メンテナンスされずに放置されている広告物が景観を阻害している例もみられる。そのためにも材質等の規制もできると良い。
事務局	広告物の管理やメンテナンスについては、今回の条例改正のなかで点検者資格の明確化なども予定している。内容は検討中である。